

付 議 第 1 号

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則議案

高知県認定こども園条例施行規則（平成 18 年高知県教育委員会規則第 16 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条第1項中「又は前条」を削り、同条第2項中「第3条第1項の申請書の提出に係るものにあつては」を削り、「当該申請」を「、当該申請」に改め、「、前条の申請書の提出に係るものにあつては期日を定めて当該市町村における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況について教育委員会に意見書を提出することができる旨を」を削る。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号）の施行による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の一部改正に伴い、所要の改正をするもの。

2 改正の主な内容

認定の有効期間の更新申請書について、同法から有効期間に関する規定が削除されたため削除する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

高知県認定こども園条例施行規則(抜粋)

本則

第4条 削除

(市町村長への通知)

第5条 教育委員会は、市町村以外の者から第3条第1項の申請書の提出があったときは、当該施設が所在する市町村の長に対して当該申請の内容を通知するものとする。

2 前項の規定による市町村の長に対する通知においては、期日を定めて、当該申請について教育委員会に意見書を提出することができる旨を併せて通知するものとする。

第6号様式 削除

旧

高知県認定こども園条例施行規則(抜粋)

本則

(認定の有効期間の更新申請書)

第4条 法第5条第2項の規定により同条第1項の有効期間の更新を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、別記第6号様式によるものとする。

(市町村長への通知)

第5条 教育委員会は、市町村以外の者から第3条第1項又は前条の申請書の提出があったときは、当該施設が所在する市町村の長に対して当該申請の内容を通知するものとする。

2 前項の規定による市町村の長に対する通知においては、第3条第1項の申請書の提出に係るものにあつては期日を定めて当該申請について教育委員会に意見書を提出することができる旨を、前条の申請書の提出に係るものにあつては期日を定めて当該市町村における児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況について教育委員会に意見書を提出することができる旨を併せて通知するものとする。

第6号様式(第4条関係)

連携型外認定こども園認定有効期間更新申請書

[別紙参照]